

# けんぽQ & A

Series 17

**Q このたび、出産のため病院へ予約を入れる際、「産科医療補償制度3万円をかけていただきます。」と言われましたが、産科医療補償制度とはどんな制度ですか？**

**A 産科医療補償制度とは、分娩に関連して発症した重度脳性まひ児に対する補償の機能と脳性まひの原因分析・再発防止の機能とを併せ持つ制度です。**

分娩により発症した重度脳性まひ児の条件は、

- ① 出生体重が2,000g以上かつ在胎週数33週以上
- ② 身体障害者1・2級相当の重症児

上記の条件基準を下回る場合でも、**在胎週数28週以上の児**については、分娩に関連して発症した脳性まひに該当するか否かという観点から**個別審査**を行います。

## [財団法人日本医療機能評価機構]

制度の運営組織として、分娩医療機関の制度加入手続、保険加入手続、掛金集金、補償対象の認定、原因分析および長期の補償金支払手続（保険金請求手続）等の制度運営業務を行います。

損害保険会社と保険契約を結び保険料を支払います。

## [制度に加入する分娩機関]

自ら管理する全ての分娩について補償の提供を約束し、日本医療機能評価機構に取扱分娩数を申告し、これに応じた掛金を支払います。

分娩において重症脳性まひ児が出生した場合も、制度に加入している医療機関においては、分娩後のサポートおよび補償を行っていただけることで、安心して分娩に望むことができると思います。

のちに、原因分析された個々の事例情報を体系的に整理・蓄積し、広く社会に公開することで、将来の脳性まひの発症の防止等、産科医療の質の向上を図ります。

